

J-IRISS への登録促進の状況等について

平成 24 年 9 月 19 日

昨年 7 月以降、本協会及び全国の証券取引所が協働して、上場会社に対し J-IRISS へ登録していただくよう登録促進を重点的に実施してきている。

これまでの登録促進策の実施状況及び上場会社の登録状況並びに今後のさらなる登録促進策は以下のとおりである。

J-IRISS※（ジェイ・アイリス）とは、上場会社の役員等のインサイダー取引などの不公正取引を未然に防止するためのシステムである（平成 21 年 5 月 25 日に稼働開始）。

※J-IRISS：「Japan-Insider Registration & Identification Support System」の略

1. これまでの登録促進策の実施状況

1. 上場会社への直接的な働きかけ

(1) 個別訪問・個別勧誘の実施

- ・ 昨年 7 月から本年 8 月末までの間、本協会及び証券取引所あわせて 1,222 件（社）の個別訪問・個別勧誘を行った。
- ・ このうち、本年 2 月から 8 月末までの間においては、本協会及び証券取引所の役員により、各業界のトップ企業を含め、約 85 件（社）の個別訪問（いわゆるトップセールス）を行った。

(2) 上場会社の代表者あて登録要請文書を送付

昨年 7 月に続き、本年 3 月にも本協会及び証券取引所の代表者連名で上場会社の代表者あてに登録要請文書を送付した。当該文書に金融庁・証券取引等監視委員会からのサポートレターを添付し、併せて J-IRISS リーフレットを同封した。

(3) 既に個別訪問を実施した会社へのフォローアップ

本協会において、昨年 7 月から本年 2 月末までに東京地区及び北海道地区で個別訪問を行った上場会社のうち、平成 24 年 5 月 25 日時点で登録いただいていない上場会社（一部を除く）に対して、訪問後の検討状況を電話によりヒアリング（フォローアップ）した。

2. 証券取引所主催の各種セミナーにおける J-IRISS の周知活動

- ・ 証券取引所が開催する「上場会社コンプライアンス・フォーラム」、「インサイダー取引規制セミナー」等において本協会及び証券取引所の役職員から J-IRISS の紹介並びに登録要請を行った。昨年 7 月から本年 8 月末までの間、65 件のセミナーで実施。
- ・ J-IRISS の PR 動画を作成し、上記のセミナー会場にて上映した。

3. 経済団体、業界関係団体等を通じた働きかけ
4. マスコミ等を通じた周知
5. その他
 - ・ 引受業務等に携わる際に、引受証券会社から上場会社に登録を要請した。

Ⅱ. 上場会社の登録状況について

1. 登録会社数の状況

	H23. 6. 末時点	H24. 8. 末時点
全上場会社数	3,613 社	3,549 社
登録会社数	1,827 社	2,365 社
登録率	50.6%	66.6%

- ・ 登録会社数の推移については、別紙1「J-IRISS 参加上場会社数の推移」参照。
- ・ 登録会社数は538社、登録率は16%増加した。

2. 業種別の登録状況（別紙2参照）

- ・ 銀行、証券・商品先物取引業の登録率は100%に達した。
- ・ 金融関連以外ではゴム製品（94.7%）食料品（73.5%）、精密機器（70.0%）の登録率が高い。
- ・ 登録率が低く、未登録会社数が多い鉄鋼業（39.6%）、輸送用機器（56.4%）、建設業（59.9%）などが今後の課題と言える。

3. 都道府県別の登録状況（別紙3参照）

- ・ 東京・神奈川以外の関東地方、愛知県、北陸地方の登録率が相対的に低い。
- ・ 未登録会社数が多いのは東名阪地域であり、今後の登録促進策として注力すべき地域であり、課題と言える。

Ⅲ. 今後の登録促進策について

【上場会社への直接的なアプローチ】

1. 上場会社への個別訪問、個別勧誘

(1) 未登録の上場会社に対し、引き続き、個別訪問、個別勧誘を行う。

次の点に配意して、個別訪問、個別勧誘の実効性を上げる。

- ① 業界トップ企業やグループ中核会社が未登録であることを登録を行わない理由として掲げている会社があることを踏まえ、これらの会社に対しては、本協会及び証券取引所の役員クラスが引き続き個別訪問等を行う。
- ② 親会社、グループ中核会社が登録を行った場合には、相乗効果が期待できることから、その子会社及び関連会社に対して個別訪問等を行う。
- ③ 登録率の低い地域、業種に属する上場会社に対し、優先して個別訪問等を行う。

(2) 既に個別訪問等実施済みの未登録の上場会社に対して、再度の訪問、電話、メール等の効果的な手段により、フォローアップを行う。

2. 未登録の上場会社への登録要請文書の発出

- ・ 各種登録促進策の実施状況を見ながら、最も効果的と考えられるタイミングを見計らい、再度、上場会社あてに登録要請文書を発出する。

【金融庁及び証券取引等監視委員会を通じたアプローチ】

3. 金融庁及び証券取引等監視委員会への協力依頼

- ・ 昨年7月及び本年3月に発出した登録要請文書に添付したサポートレターについて、最近の登録状況を踏まえ、新たな内容でのサポートレターを発出していただくよう協力を依頼する。

【経済団体等を通じたアプローチ】

4. 経済団体等への協力依頼

- ・ 経済団体及び業界団体に対して、協力を依頼し、各団体に加盟する上場会社に対して登録を促すことを引き続き依頼する。

(注) 登録率の低い業界の業界団体に対しては、特に、積極的な働きかけを行う。

【マスコミ報道を通じたアプローチ】

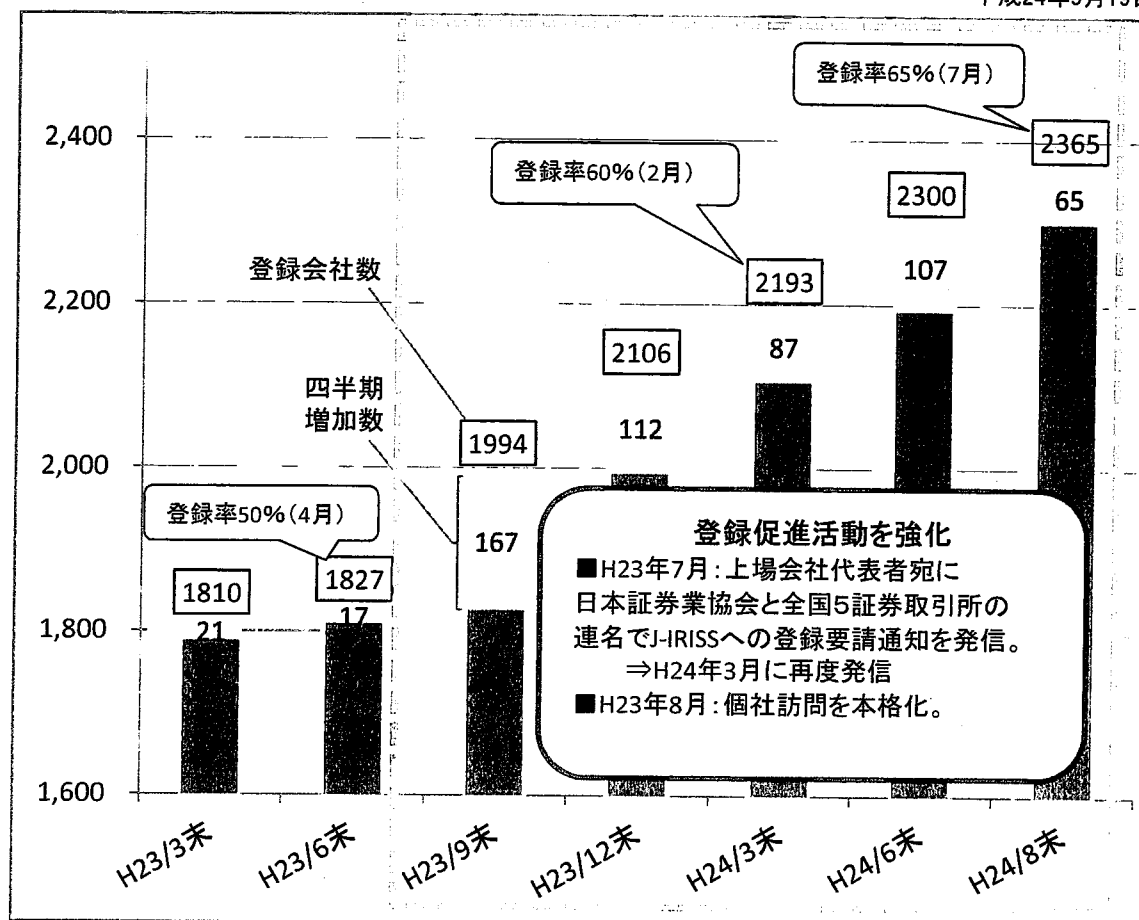
5. 報道機関への働きかけ

- ・ J-IRISSの登録率が一定に達したタイミングで、報道機関に積極的にアピールし、マスコミ報道を通じたJ-IRISSのより一層の認知度向上を図る。

以 上

J-IRISS参加上場会社数の推移(四半期ごと)

平成24年9月19日



データ内訳

登録促進策強化後

	H23. 3末	H23. 6末	H23. 9末	H23. 12末	H24. 3末	H24. 6末	H24. 8末
①新規登録	35	28	183	121	107	116	75
②登録会社上場廃止	▼14	▼9	▼16	▼9	▼20	▼9	▼10
③全登録会社	1810	1827	1,994	2,106	2,193	2,300	2,365
④全上場会社	3628	3613	3,588	3,594	3,567	3,564	3,549
⑤登録率	49.9%	50.6%	55.6%	58.6%	61.5%	64.5%	66.6%

業種別登録状況(H24.8末時点)

■H24.8末時点での業種別登録率を高い順に並べたもの

平成24年9月19日

	業種コード	業種	上場会社数	登録会社数	登録率	未登録会社数
1	7050	銀行業	92	92	100.0%	0
2	7100	証券・商品先物取引業	42	42	100.0%	0
3	9999	その他	1	1	100.0%	0
4	3350	ゴム製品	19	18	94.7%	1
5	7200	その他金融業	32	28	87.5%	4
6	3050	食料品	132	97	73.5%	35
7	3750	精密機器	50	35	70.0%	15
8	5100	海運業	16	11	68.8%	5
9	8050	不動産業	115	79	68.7%	36
10	9050	サービス業	346	237	68.5%	109
11	3100	繊維製品	57	39	68.4%	18
12	3500	非鉄金属	38	26	68.4%	12
13	6050	卸売業	356	243	68.3%	113
14	3200	化学	210	143	68.1%	67
15	5250	情報・通信業	339	230	67.8%	109
16	5200	倉庫・運輸関連業	43	29	67.4%	14
17	6100	小売業	341	229	67.2%	112
18	3250	医薬品	57	38	66.7%	19
19	3150	パルプ・紙	25	16	64.0%	9
20	3650	電気機器	280	179	63.9%	101
21	50	水産・農林業	11	7	63.6%	4
22	7150	保険業	11	7	63.6%	4
23	3550	金属製品	93	58	62.4%	35
24	3600	機械	233	140	60.1%	93
25	5150	空運業	5	3	60.0%	2
26	2050	建設業	172	103	59.9%	69
27	3800	その他製品	108	64	59.3%	44
28	5050	陸運業	62	36	58.1%	26
29	3700	輸送用機器	101	57	56.4%	44
30	3400	ガラス・土石製品	63	34	54.0%	29
31	3300	石油・石炭製品	13	7	53.8%	6
32	4050	電気・ガス業	25	13	52.0%	12
33	3450	鉄鋼	53	21	39.6%	32
34	1050	鉱業	8	3	37.5%	5
		全体	3,549	2,365	66.64%	1,184

※業種は東証33業種分類(「その他」は信金中央金庫)

都道府県別登録状況 (H24.8末時点)

■H24.8末時点での未登録会社数の多い都道府県順に並べたもの

平成24年9月19日

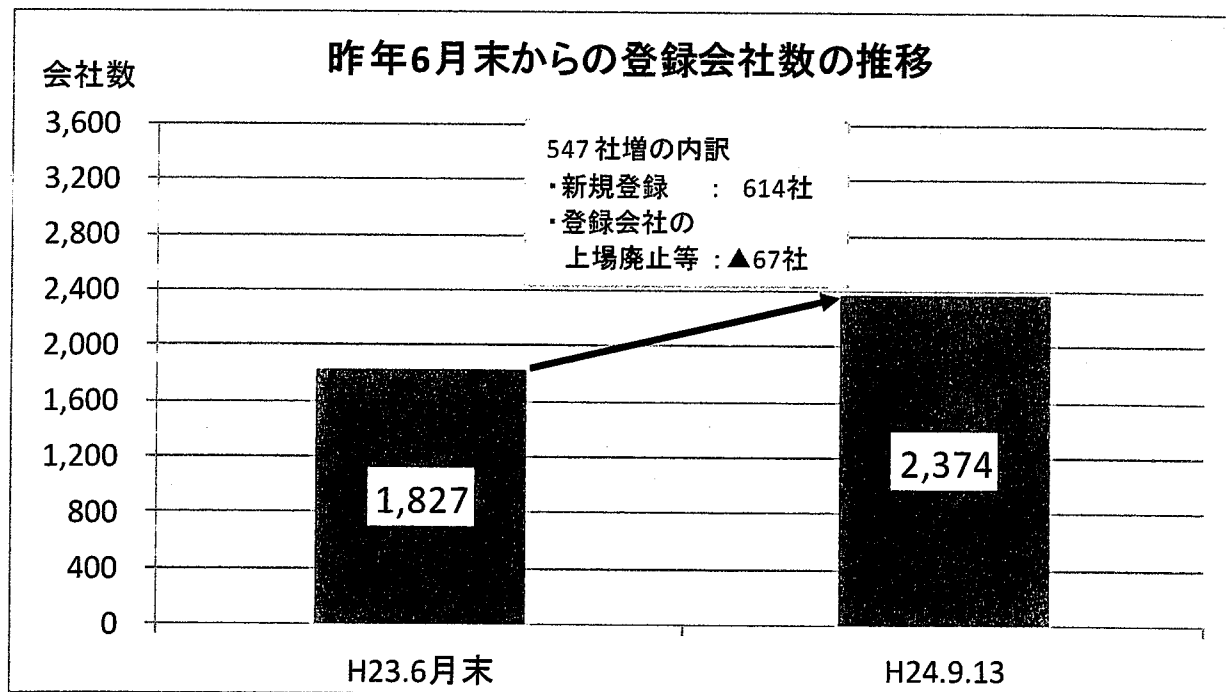
	都道府県	上場会社数	登録会社数	登録率	未登録会社数
1	東京都	1745	1158	66.4%	587
2	大阪府	441	317	71.9%	124
3	愛知県	219	122	55.7%	97
4	神奈川県	189	125	66.1%	64
5	兵庫県	112	74	66.1%	38
6	埼玉県	76	47	61.8%	29
7	福岡県	85	62	72.9%	23
8	千葉県	50	28	56.0%	22
9	静岡県	57	40	70.2%	17
10	京都府	65	49	75.4%	16
11	新潟県	38	25	65.8%	13
12	群馬県	22	10	45.5%	12
13	広島県	41	29	70.7%	12
14	長野県	34	22	64.7%	12
15	岐阜県	29	19	65.5%	10
16	宮城県	23	13	56.5%	10
17	石川県	25	15	60.0%	10
18	北海道	42	33	78.6%	9
19	岡山県	23	15	65.2%	8
20	栃木県	16	8	50.0%	8
21	富山県	21	13	61.9%	8
22	福井県	16	8	50.0%	8
23	茨城県	13	7	53.8%	6
24	香川県	14	9	64.3%	5
25	山口県	14	9	64.3%	5
26	三重県	19	15	78.9%	4
27	愛媛県	9	6	66.7%	3
28	山形県	8	5	62.5%	3
29	山梨県	9	6	66.7%	3
30	鹿児島県	10	7	70.0%	3
31	福島県	11	8	72.7%	3
32	熊本県	5	3	60.0%	2
33	滋賀県	9	7	77.8%	2
34	徳島県	3	1	33.3%	2
35	沖縄県	5	4	80.0%	1
36	高知県	6	5	83.3%	1
37	佐賀県	3	2	66.7%	1
38	大分県	6	5	83.3%	1
39	島根県	3	2	66.7%	1
40	和歌山県	7	6	85.7%	1
41	岩手県	5	5	100.0%	0
42	宮崎県	4	4	100.0%	0
43	秋田県	3	3	100.0%	0
44	青森県	5	5	100.0%	0
45	長崎県	1	1	100.0%	0
46	鳥取県	4	4	100.0%	0
47	奈良県	4	4	100.0%	0
	総計	3549	2365	66.6%	1184

※網掛け: 60.0% 以下

上場会社の J-IRISS 登録状況について
— 上場会社の 3 社に 2 社が登録しています！ —

平成 24 年 9 月 19 日
日本証券業協会

1. 平成 24 年 9 月、J-IRISS（ジェイ・アイリス）登録割合が、3 分の 2 を超えました。
平成 24 年 9 月 13 日時点で登録会社数は 2,374 社に達し、全上場会社 3,546 社に対する割合は 66.9% です。
2. J-IRISS とは、上場会社の役員等のインサイダー取引などの不正取引を未然に防止するためのシステムで、平成 21 年 5 月に稼働しました。
3. 本協会及び各証券取引所が共同で、未登録会社への個別訪問等によるアプローチなどを積極的に実施しています。今後も、J-IRISS への登録促進を強化してまいります。
〔主な登録促進策〕
 - ① 未登録の上場会社（代表者）への登録要請書の発出
 - ② 未登録の上場会社への個別訪問等による登録要請
 - ③ 各種セミナー、フォーラム等での登録要請
 - ④ 「動画で見る！ J-IRISS」を本協会ホームページに掲載
4. 上記の登録促進策を昨年 7 月に開始後、1 年あまりの間に 600 社以上に新規ご登録いただきました。



資料 9-1

平成24年度の相談・苦情・あっせんの処理状況（平成24年8月度月次速報版）

平成24年9月18日

証券・金融商品あっせん相談センター

1. 月次処理状況

（単位：件）

区分・内容 / 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	24年度 上期累計	上期月平均 (累計／月数)
相 談	253	333	392	369	378		1,725	345.0
取引制度に関する相談	61	77	113	100	101		452	90.4
勧誘に関する相談	91	139	138	115	148		631	126.2
売買取引に関する相談	50	55	67	56	50		278	55.6
事務処理に関する相談	25	26	19	39	30		139	27.8
その他の相談	26	36	55	59	49		225	45.0
苦 情	87	96	80	74	76		413	82.6
勧誘に関する苦情	52	50	40	44	40		226	45.2
売買取引に関する苦情	14	22	24	19	18		97	19.4
事務処理に関する苦情	12	14	6	8	6		46	9.2
その他の苦情	9	10	10	3	12		44	8.8
あっせん	19	28	19	11	16		93	18.6
勧誘に関する紛争	15	25	19	11	14		84	16.8
売買取引に関する紛争	3	2	0	0	2		7	1.4
事務処理に関する紛争	1	1	0	0	0		2	0.4
その他の紛争	0	0	0	0	0		0	0.0

（注）FINMACで処理した事案件数のうち、日本証券業協会協会員に関するものを算出している。

【参考 1】 23年度下期の月別状況

（単位：件）

区分・内容 / 月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	23年度 下期累計	下期月平均 (累計／月数)
相 談	451	340	434	350	343	406	2,324	387.3
取引制度に関する相談	122	116	127	120	89	111	685	114.2
勧誘に関する相談	137	129	154	118	113	131	782	130.3
売買取引に関する相談	96	47	74	53	72	57	399	66.5
事務処理に関する相談	43	23	31	23	20	31	171	28.5
その他の相談	53	25	48	36	49	76	287	47.8
苦 情	116	112	119	105	97	101	650	108.3
勧誘に関する苦情	80	73	72	62	50	57	394	65.7
売買取引に関する苦情	28	19	22	31	26	26	152	25.3
事務処理に関する苦情	3	17	18	4	13	7	62	10.3
その他の苦情	5	3	7	8	8	11	42	7.0
あっせん	36	33	32	17	25	24	167	27.8
勧誘に関する紛争	25	30	29	13	23	21	141	23.5
売買取引に関する紛争	11	3	1	4	2	3	24	4.0
事務処理に関する紛争	0	0	2	0	0	0	2	0.3
その他の紛争	0	0	0	0	0	0	0	0.0

【参考 2】 23年度及び前年度(22年)の状況
(単位:件)

	23年度 累計	23年度 月平均
相 談	4,358	363.2
取引制度に関する相談	1,309	109.1
勧誘に関する相談	1,365	113.8
売買取引に関する相談	802	66.8
事務処理に関する相談	388	32.3
その他の相談	494	41.2
苦 情	1,205	100.4
勧誘に関する苦情	692	57.7
売買取引に関する苦情	286	23.8
事務処理に関する苦情	134	11.2
その他の苦情	93	7.8
あっせん	308	25.7
勧誘に関する紛争	267	22.3
売買取引に関する紛争	35	2.9
事務処理に関する紛争	6	0.5
その他の紛争	0	0.0

(単位:件)

22年度 累計	22年度 月平均
4,099	341.6
1,487	123.9
974	81.2
567	47.3
454	37.8
617	51.4
1,009	84.1
498	41.5
257	21.4
141	11.8
113	9.4
239	19.9
184	15.3
47	3.9
3	0.3
5	0.4

2. 商品別処理状況(24年8月度速報版)

(単位:件)

区分・内容 / 商品別	株式	債券	投資 信託	有価証券 デリバ	CFD	その他 デリバ	その他	8月度 合計
相 談	106	82	138	1	1	0	50	378
取引制度に関する相談	31	17	29	0	0	0	24	101
勧誘に関する相談	27	44	70	0	0	0	7	148
売買取引に関する相談	22	11	14	1	1	0	1	50
事務処理に関する相談	9	4	11	0	0	0	6	30
その他の相談	17	6	14	0	0	0	12	49
苦 情	28	19	20	1	1	3	4	76
勧誘に関する苦情	10	12	15	0	0	3	0	40
売買取引に関する苦情	11	3	3	1	0	0	0	18
事務処理に関する苦情	4	2	0	0	0	0	0	6
その他の苦情	3	2	2	0	1	0	4	12
あっせん	3	4	6	0	0	3	0	16
勧誘に関する紛争	3	4	4	0	0	3	0	14
売買取引に関する紛争	0	0	2	0	0	0	0	2
事務処理に関する紛争	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の紛争	0	0	0	0	0	0	0	0

(注)FINMACで処理した事案件数のうち、日本証券業協会協会員に関するものを算出している。

【参考】平成24年度(平成24年4月～8月)の状況

(単位:件)

	株式	債券	投資 信託	有価証券 デリバ	CFD	その他 デリバ	その他	合 計
相 談	552	429	553	13	3	2	171	1,723
取引制度に関する相談	171	108	104	2	0	2	66	453
勧誘に関する相談	111	212	280	3	1	0	25	632
売買取引に関する相談	123	63	80	4	2	0	6	278
事務処理に関する相談	68	14	28	3	0	0	26	139
その他の相談	79	32	61	1	0	0	48	221
苦 情	131	114	111	7	2	22	26	413
勧誘に関する苦情	37	84	78	2	0	21	3	225
売買取引に関する苦情	50	19	22	3	1	0	1	96
事務処理に関する苦情	27	3	5	2	0	0	9	46
その他の苦情	17	8	6	0	1	1	13	46
あっせん	14	24	33	3	0	19	0	93
勧誘に関する紛争	9	23	30	3	0	19	0	84
売買取引に関する紛争	4	0	3	0	0	0	0	7
事務処理に関する紛争	1	1	0	0	0	0	0	2
その他の紛争	0	0	0	0	0	0	0	0

3. 男女別処理状況(24年8月度速報版)

(単位:件)

区分・内容 / 男女別	男	女	法人	8月度 合計
相 談	184	175	19	378
取引制度に関する相談	60	35	6	101
勧誘に関する相談	67	77	4	148
売買取引に関する相談	20	25	5	50
事務処理に関する相談	15	12	3	30
その他の相談	22	26	1	49
苦 情	38	35	3	76
勧誘に関する苦情	18	19	3	40
売買取引に関する苦情	8	10	0	18
事務処理に関する苦情	5	1	0	6
その他の苦情	7	5	0	12
あっせん	6	7	3	16
勧誘に関する紛争	5	6	3	14
売買取引に関する紛争	1	1	0	2
事務処理に関する紛争	0	0	0	0
その他の紛争	0	0	0	0

(注)FINMACで処理した事案件数のうち、日本証券業協会協会員に関するものを算出している。

【参考】平成24年度(平成24年4月～8月)の状況

(単位:件)

区分・内容 / 男女別	男	女	法人	合計
相 談	885	757	84	1,726
取引制度に関する相談	266	162	25	453
勧誘に関する相談	310	300	22	632
売買取引に関する相談	112	146	20	278
事務処理に関する相談	83	47	9	139
その他の相談	114	102	8	224
苦 情	237	143	33	413
勧誘に関する苦情	114	83	28	225
売買取引に関する苦情	60	36	0	96
事務処理に関する苦情	34	11	1	46
その他の苦情	29	13	4	46
あっせん	37	34	22	93
勧誘に関する紛争	31	31	22	84
売買取引に関する紛争	4	3	0	7
事務処理に関する紛争	2	0	0	2
その他の紛争	0	0	0	0

「未公開株通報専用コールセンター」通報状況（平成 24 年 4 月～8 月）について

平成 24 年 9 月 18 日

日本証券業協会

当センターに寄せられた情報について

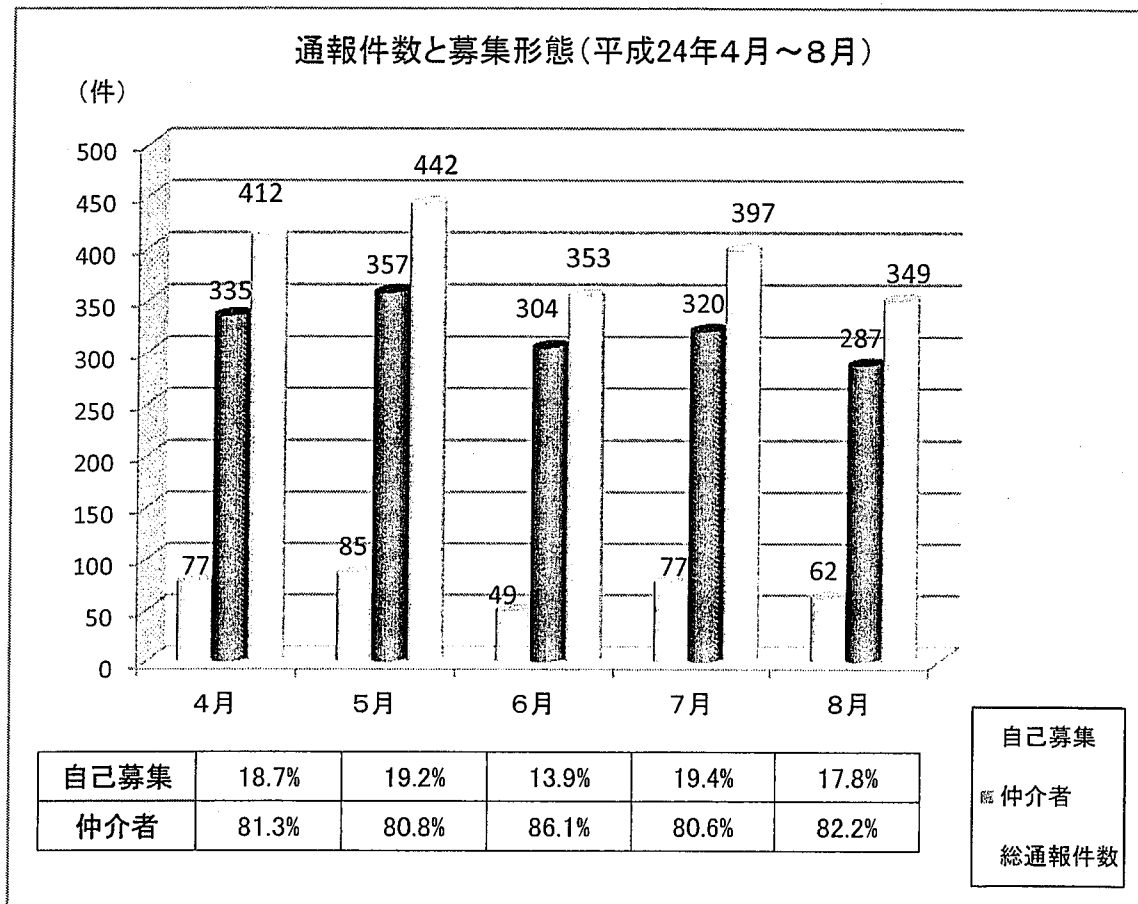
- ① 平成 24 年 4 月 1 日から平成 24 年 8 月 31 日までに寄せられた通報総件数は 1,953 件、1 日あたり平均通報件数は約 18 件。（前年同期：通報総件数 2,452 件、1 日平均約 23 件）
- ② 勧誘形態は、仲介業者を通じて勧誘するケースが約 82 パーセント、未公開会社自身が募集を行うケース（自己募集）によるものが約 18 パーセント。
- ③ 通報者の約 65 パーセントが 70 歳以上の高齢者で、60 歳代までを含めると約 89 パーセントを占める。
- ④ 商品別の通報件数では、「その他」に分類される通報が最も多く約 58 パーセントであり、未公開株、社債に係る通報がそれぞれ約 20 パーセントとなっている。
「その他」の内訳をみると、かつて通報者が購入した未公開株式等に関する「買取・被害回復」を持ちかけられたという通報が約 8 割を占めており、そのうちの約半数のケースで「手数料」などの名目で何らかの金銭を要求されている。
「買取・被害回復」に係る通報以外の約 2 割の部分については、投資事業組合出資証券、リゾート会員権、合同会社の社員権、外国為替取引に係る通報である。
- ⑤ 被害金額は、4 月～8 月累計で約 19 億 7,698 万円。商品別被害金額では、株式に係る金額が約 48 パーセントと最も多く、その額は約 9 億 4,468 万円となっている。
なお、8 月の被害金額は、約 2 億 9,825 万円で、7 月の被害金額約 3 億 2,243 万円から比べるとやや減少している。
また、8 月の 1 通報あたり（被害金額を聴取している通報に限る）の平均被害金額は約 409 万円、1 通報における最大の被害金額は約 1 億 1,930 万円（未公開株約 50 銘柄の購入）である。
- ⑥ 勧誘手法からみると、電話だけで被害に遭うケースが約 74 パーセントであり、ダイレクトメールと電話の組合せで被害に遭うケースを含めると約 97 パーセントとなっている。
- ⑦ 勧誘経緯からみると、既に未公開株等を保有している投資家（一度被害にあった投資家も含む）に買い取りや被害回復を持ちかける『二次被害』に係るケースが非常に多い。
中には、金融庁・証券取引等監視委員会等の公的機関や弁護士・会計士をかたり投資家を安心させた上で、手数料や他の有価証券の購入を求めるケースが見受けられる。

- ⑨ 証券会社との取引がある方からの通報件数（８月）は 349 件中 159 件（約 46 パーセント）であり、そのうち、被害金額を聴取している通報件数は 159 件中 21 件（約 13 パーセント）、被害金額は約 2 億 9,825 万円中約 4,132 万円（約 14 パーセント）である。商品別の被害金額では、未公開株が約 1,664 万円、社債が約 1,380 万円、ファンドが約 200 万円、その他が約 888 万円である。

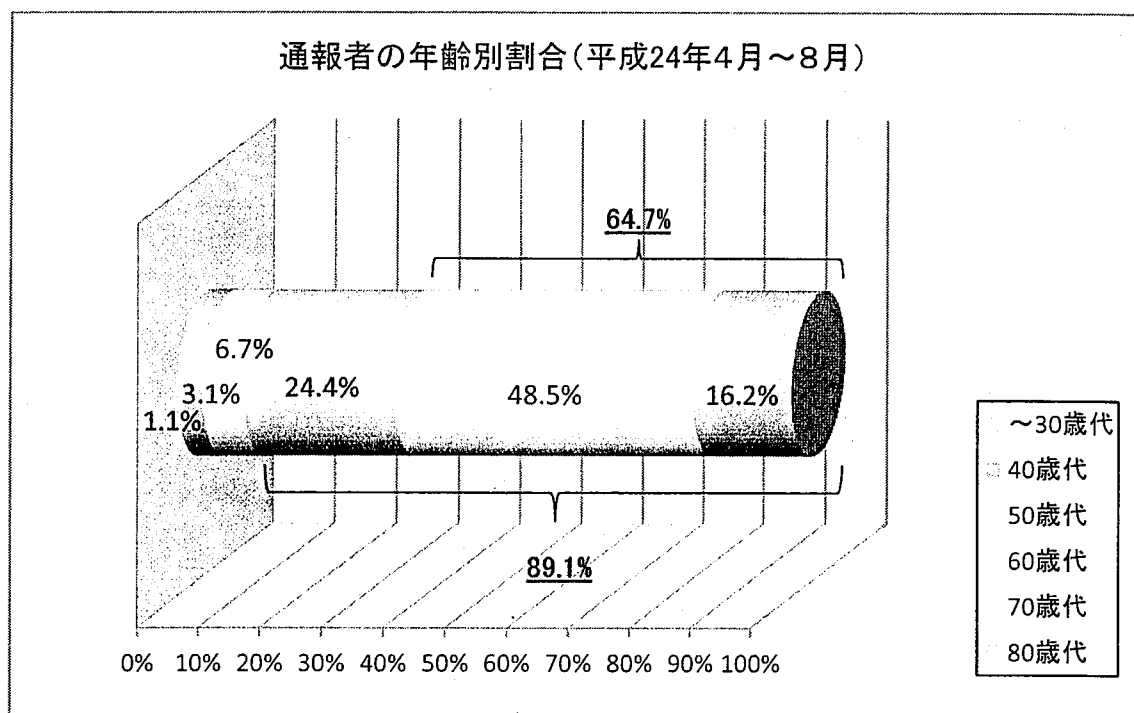
以 上

未公開株コールセンターへ寄せられた通報状況（平成24年4月～8月）

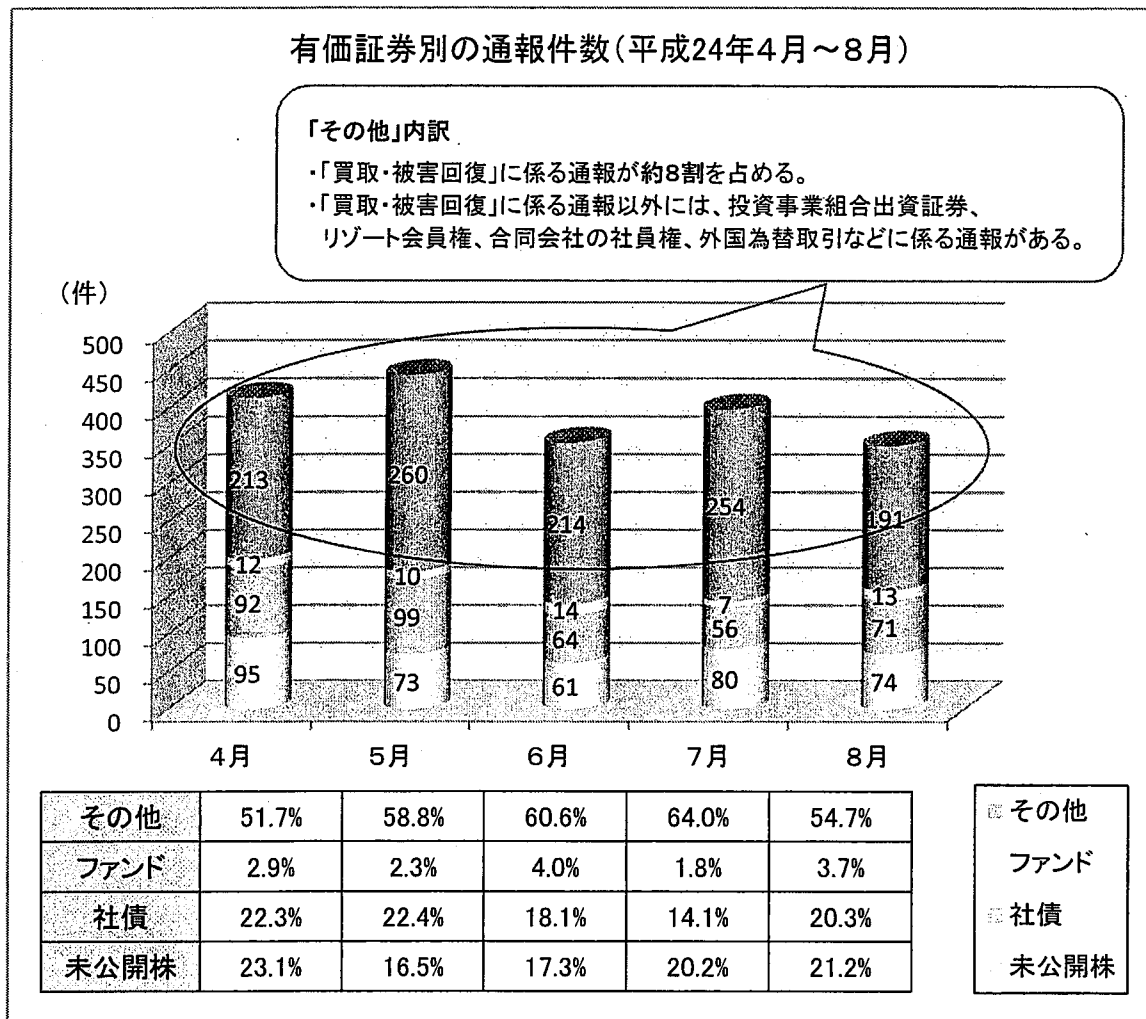
1. 通報件数と募集形態



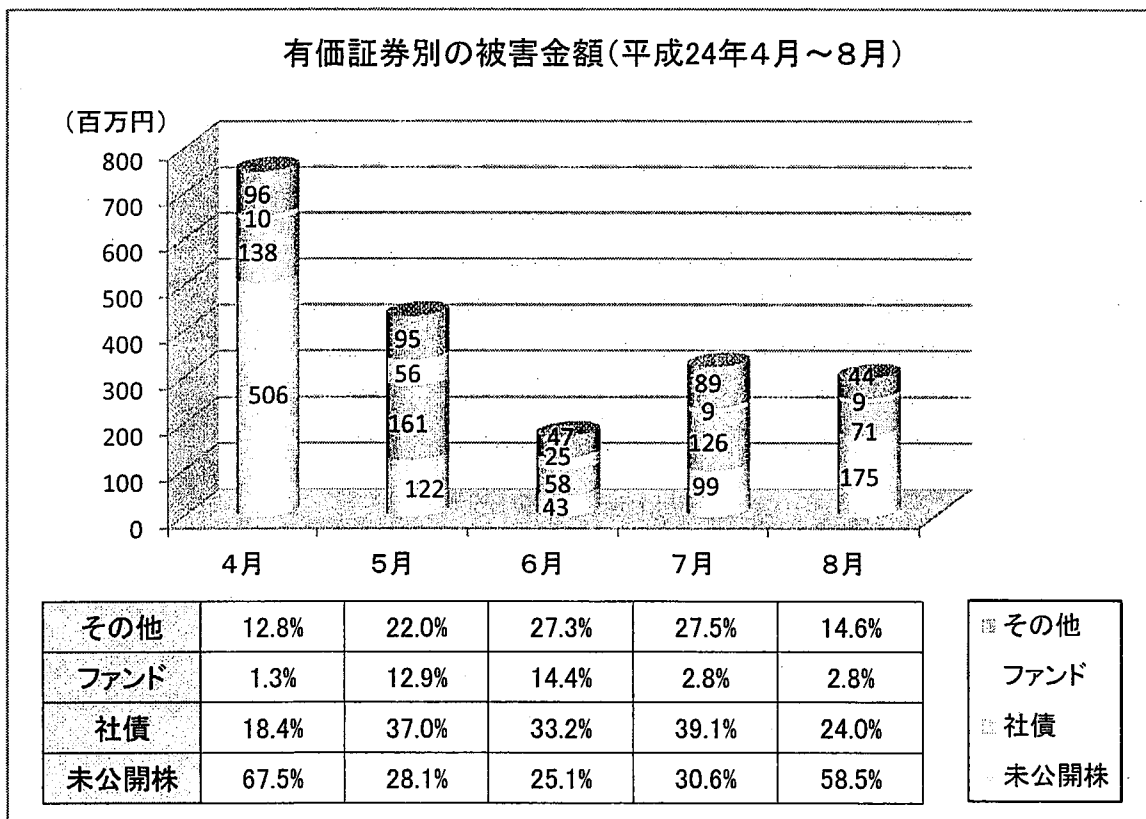
2. 通報者の年齢別割合



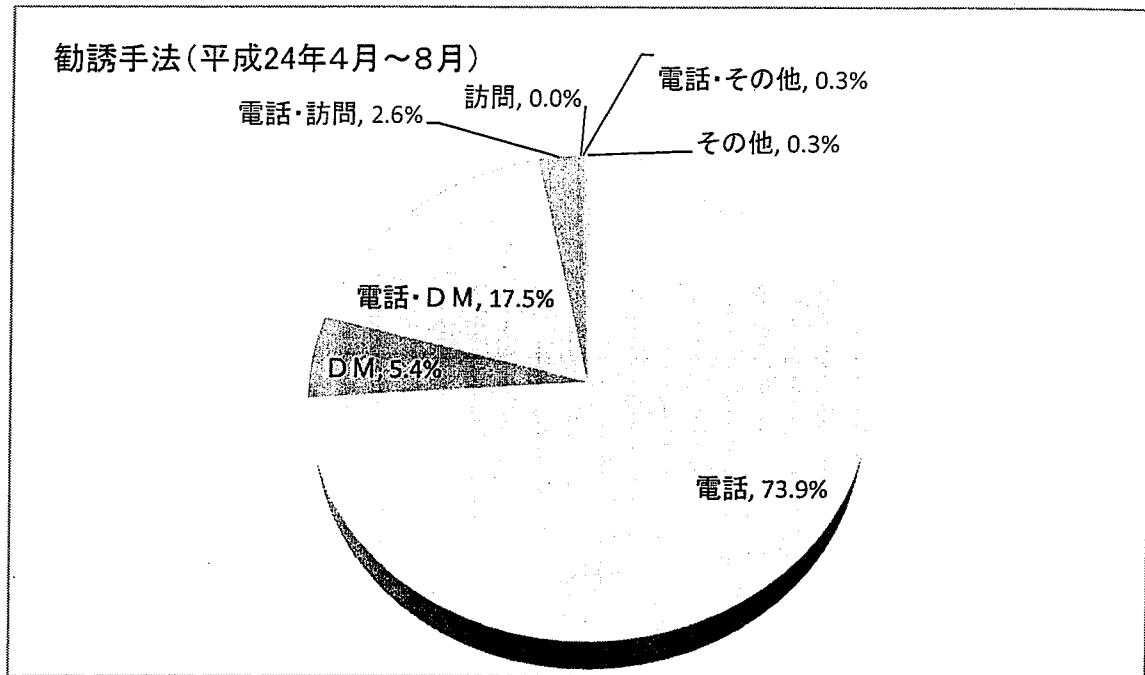
3. 有価証券別の通報件数



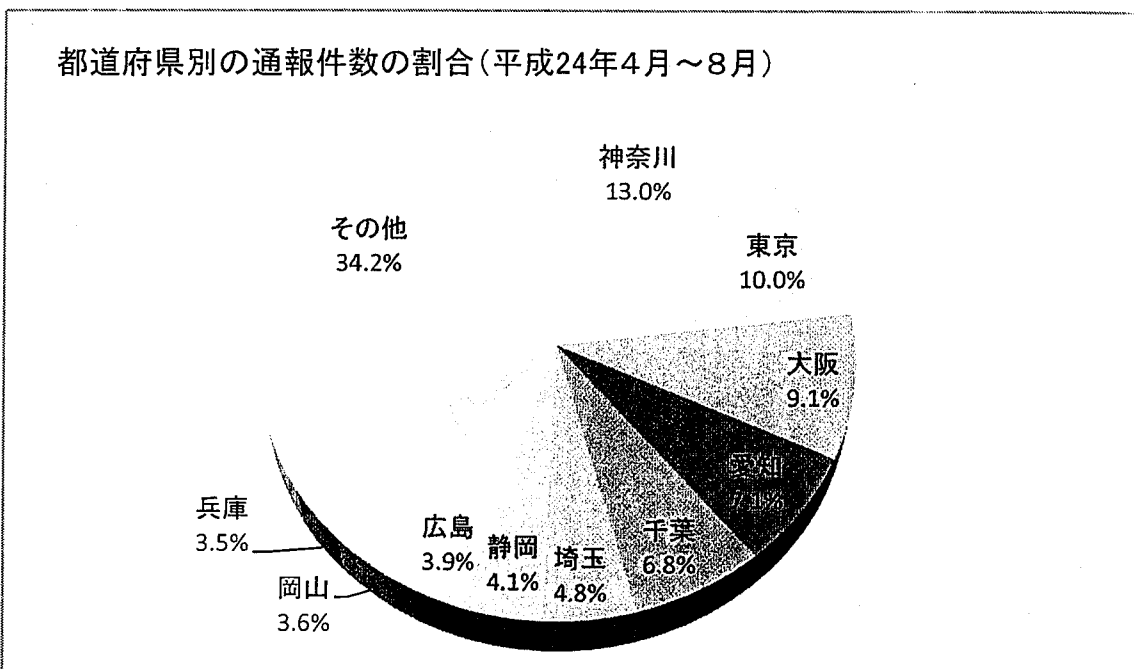
4. 有価証券別の被害金額



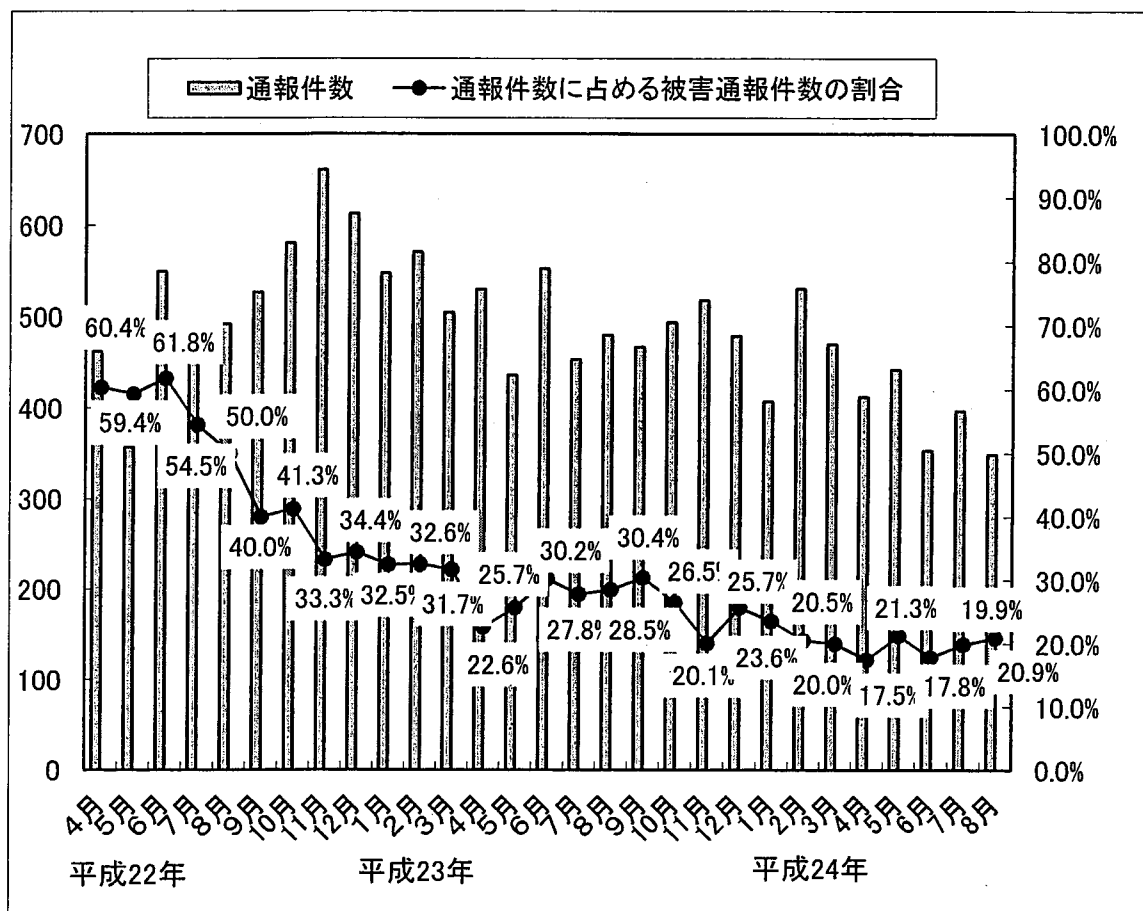
5. 勧誘手法



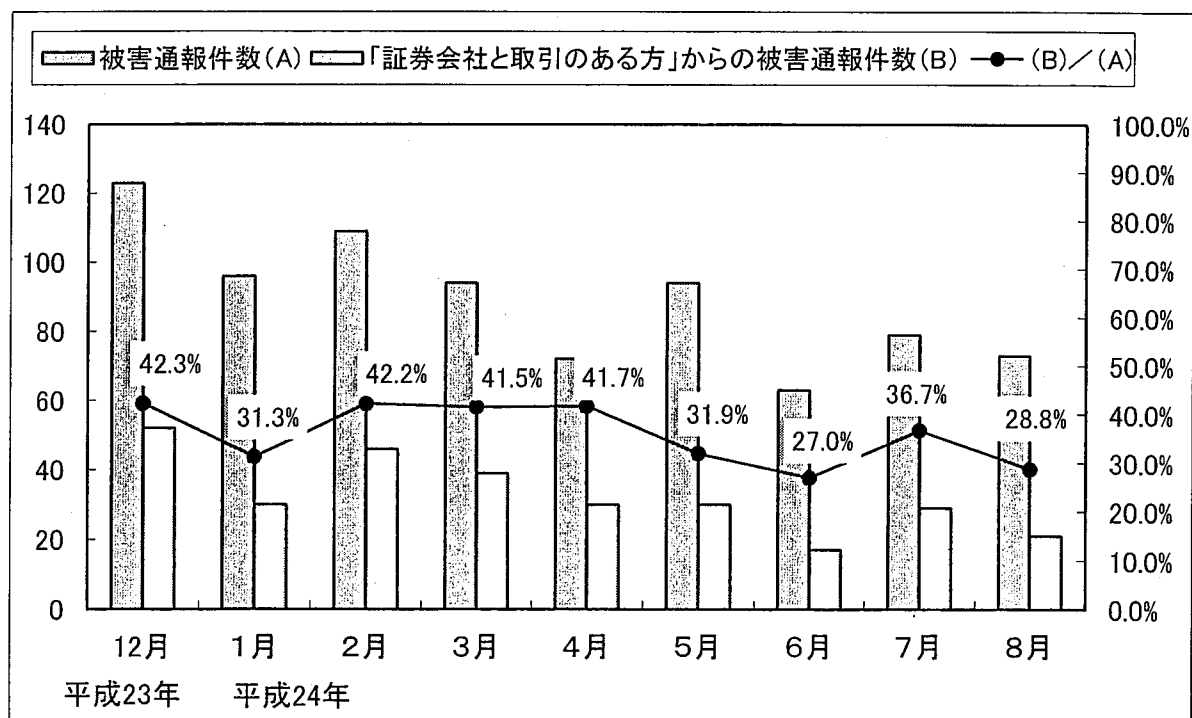
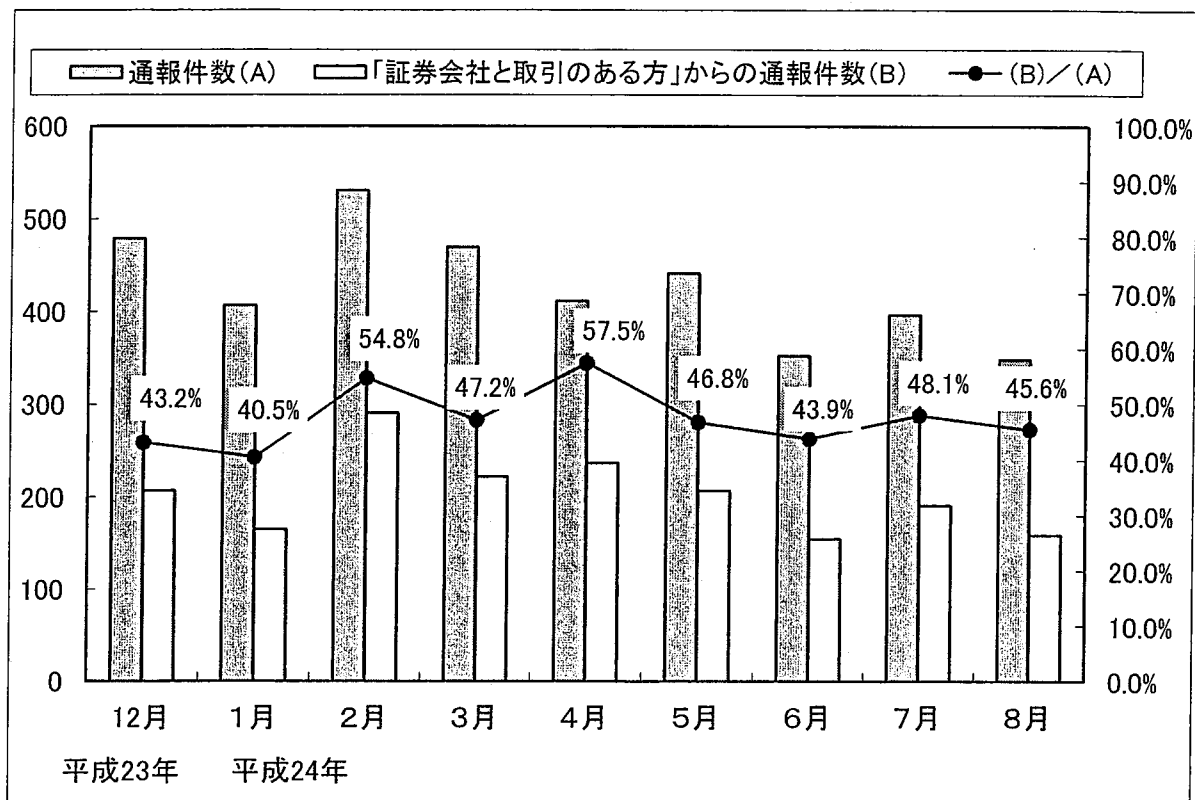
6. 都道府県別の通報件数の割合



7. 通報件数に占める被害通報件数



8. 「証券会社と取引がある方」からの通報件数



以 上

総務委員会、行動規範委員会及び金融・証券教育支援委員会の開催状況
(平成 24 年 7 月 2 日～平成 24 年 9 月 18 日)

平成 24 年 9 月 19 日

1. 総務委員会

開催日	議 案
8 月 1 日 (持ち回り)	【審議事項】 ・金融商品取引業者の本協会加入について
8 月 3 日	【審議事項】 1. 副委員長の選任について 2. 財務分科会の正副委員長及び委員の選任について 3. 総務委員会の議事運営についての考え方 【報告事項】 4. 当面の主要課題について
8 月 8 日 (持ち回り)	【審議事項】 ・金融商品取引業者の本協会加入について
9 月 3 日 (持ち回り)	【審議事項】 1. ㈱証券保管振替機構株式の買取りについて 【報告事項】 2. 平成 24 年 6 月期 本協会の財務状況について
9 月 13 日 (持ち回り)	【審議事項】 1. 会員の本協会脱退について 【報告事項】 2. 総務委員会委員長一任事項について

2. 行動規範委員会

開催日	議 案
8 月 1 日	・会員の信頼性向上に向けて取り組むべき諸課題について

3. 金融・証券教育支援委員会

開催日	議 案
7 月 12 日 (持ち回り)	【審議事項】 ・「金融・証券教育支援委員会ワーキング・グループ」主査等の選任について
9 月 6 日	【審議事項】 1. 副委員長の選任について 2. 今後の金融・証券教育支援活動の進め方等について 3. 本委員会の議事運営等について

会長一任事項の報告 (24. 5. 30～24. 9. 18)

平成 24 年 9 月 19 日
日 本 証 券 業 協 会

1. 金融商品取引業者の加入【2社】

《平 24. 8. 2 承認》

- ・ I T C インベストメント・パートナーズ株式会社 (加入日：平 24. 8. 3)

《平 24. 8. 9 承認》

- ・ いよぎん証券株式会社 (加入日：平 24. 8. 10)

2. 金融商品取引業者の脱退【7社】

《平 24. 6. 25 承認》

- ・ タッチストーン・キャピタル証券株式会社 (脱退日：平 24. 6. 28)

- ・ シュローダー証券投信投資顧問株式会社 (脱退日：平 24. 6. 29)

- ・ 金 山 証 券 株 式 会 社 (脱退日：平 24. 7. 1)

- ・ GFI Securities Limited (脱退日：平 24. 7. 6)

《平 24. 9. 14 承認》

- ・ 伊藤忠キャピタル証券株式会社 (脱退日：平 24. 9. 18)

- ・ インスティネット・ジャパン・リミテッド (脱退日：平 24. 9. 18)

- ・ FTN ファイナンシャル・アジア・リミテッド (脱退日：平 24. 9. 27)

3. 委員会委員の選任

《平 24. 7. 30 承認》

- ・ 総務委員会

児 玉 哲 哉 氏 (パークレイズ証券株式会社 副会長) (就任日：平 24. 8. 1)

《平 24. 8. 24 承認》

- ・ 金融・証券教育支援委員会

三 浦 栄 治 氏 (野村ホールディングス株式会社 執行役員)

(就任日：平 24. 8. 27)

以 上